

高松市長の承認を得て、次のように定める

平成29年5月11日

高松市公の施設指定管理者選定委員会

高松市公の施設指定管理者選定委員会の運営細則

(趣旨)

第1条 この細則は、高松市公の施設指定管理者選定委員会条例（平成24年高松市条例第13号。以下「条例」という。）第9条の規定により、高松市公の施設指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(議事要旨等の公表)

第2条 委員会の会議は、原則として非公開とする。ただし、委員会の会議記録又は議事の要旨を明らかにする書面は、高松市情報公開条例（平成12年高松市条例第39号）に基づき取り扱うものとし、その記録等はホームページ等で公表するものとする。

2 委員会は、委員の委嘱後、最初に開催される委員会の会議後、委員の氏名及び職業を公表するものとする。

(会議の開催及び特例)

第3条 委員会は、条例第2条各号に掲げる事項を議事とする会議を開催するものとする。

2 委員長は、会議を開催しようとする場合は、日時、開催場所及び会議に付すべき事案を、あらかじめ委員に通知しなければならない。

3 委員長は、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない事由のある場合は、事案の内容を記載した書面を委員に回付し、その賛否を問うことにより、会議に代えることができる。

4 委員会は、条例第2条に定める所掌事項の実施に当たり、高松市から依頼のあった場合は、委員の自宅等において書類の確認・審査、採点等の事務（以下「在宅審査」という。）を行うことができる。

(委員の除斥)

第4条 委員は、自己、配偶者又は3親等以内の親族の利害に関係のある法人その他の団体が選定等の対象となるときは、その選定等に参与することができない。

(所掌事項)

第5条 委員会は、条例第2条各号に基づき、次の事項等について調査審議するものとする。

(1) 公の施設の指定管理者候補者の選定に関すること。

ア 公の施設の概要及び事業内容の確認

(ア) 施設の概要及び申請者の提案内容の審議

(イ) 必要に応じて、現地視察

イ 募集要項等の確認

(ア) 指定管理者の業務の範囲

- (イ) 自主事業の有無及び有のときのその内容
 - (ウ) 業務内容及び履行方法
 - (エ) 施設管理経費等（管理委託料の上限額を設定し記載する場合に限る。）
 - (オ) 指定期間
 - (カ) 管理基準・人員体制
 - (キ) 応募条件等
 - (ク) 申請方法
 - (ケ) 募集方法及び審査基準、評価項目
 - (コ) 協定の締結
 - (サ) 管理運営状況の監視等
 - (シ) その他必要な事項
- ウ 選定方法の決定
- (ア) 書類審査、プレゼンテーションの実施の可否
- エ 審査基準表及び配点の確認
- オ 意見書の作成
- (ア) 市長又は高松市教育委員会の諮問に応じ調査審議した結果について、意見書の作成、それぞれの機関に対する報告
- (2) 公の施設における指定管理者の業務の評価に関すること。
- ア 別表の規定によるモニタリング結果に基づく評価（在宅審査を含む。）
- 指定管理者が行う自己評価及び施設を所管する課又は局が実施したモニタリング結果等に基づき、適正に業務を履行しているかを審議するものとする。なお、この審議は、一の指定期間において、原則1回とする。（指定期間が終了する日の属する年度の前年度）
- イ 別表の規定による監査・評価結果に基づく評価
- 高松市自治基本条例（平成21年高松市条例第51号）に規定する地域コミュニティ協議会が指定管理者として指定されている施設については、施設を所管する課又は局が行う監査・評価結果の報告を受け、これを承認することにより、モニタリングに代えることができるものとする。

（委員の責務）

第6条 委員は、公正かつ適正に調査審議を行わなければならない。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委託）

第7条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この細則は、平成29年5月11日から施行する。

別表（第5条関係）

業務履行状況の確認方法		審議事項内容
モニタリング	施設を所管する課又は局が、指定管理者に対して実施するモニタリング結果に基づき審議	指定管理者が募集要項、仕様書、関係法令、提案書などに基づき、適正に業務を履行しているかどうか
監査・評価	施設を所管する課又は局が指定管理者に対して実施	<ul style="list-style-type: none">・指定管理料、利用料金等の収入と、人件費、事業経費等の支出に関する処理その他の会計処理が適切に行われているかどうか・指定管理者の履行状況が、業務水準に照らし合わせて適切に行われているかどうか